

令和8年度（2026年度）東海市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、市内の障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の本市における調達の推進を図るために作成するものである。

2 方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、東海市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設等

本調達方針により、物品等を調達する対象施設等は、市内に住所を有する法第2条第2項から第4項までに規定する障害者就労施設等とする。

4 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

食料品

その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

分別作業

その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の目標

本年度の調達目標は、調達実績が前年度を上回ることにする。

6 調達方針及び調達実績の公表

本市における障がい者就労施設等からの物品の調達方針を作成したとき又は調達実績を取りまとめたときは、市のホームページ等により速やかに公表するものとする。

7 物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等の情報の収集に努め、各組織に情報提供を行うものとする。